

# 厚生教育常任委員会

日時：令和8年5月13日（水）

午前9時30分から

場所：第2委員会室

## 1 委員及び関係職員の紹介

## 2 所管課からの報告

[健康福祉部]

### ○国保年金課

静岡多目的コホート研究事業 島田健康長寿研究 令和7年度「しまけん！健診」の実施状況等について・・・・・・・・・・資料あり

[こども未来部]

### ○子育て応援課

物価高対応子育て応援手当の支給（実績）について

### ○保育支援課

公立保育園及びこども発達支援センターにおける使用済みおもむつの処分方法の変更について

[病院事務部]

### ○病院総務課

薬学生修学資金に係る貸与の取扱いの改定について・・・・・・・・・・資料あり

[看護専門学校]

### ○教務課

令和7年度卒業生と令和8年度入学生の報告

## 3 その他

静岡多目的コホート研究事業 島田健康長寿研究  
令和7年度「しまけん！健診」の実施状況等について

1 事業の概要

静岡県と静岡社会健康医学大学院大学との大規模な共同研究で、県内住民を対象に健診やその他詳細な検査を行い、その結果から疾病等の要因を洗い出し、地域の健康課題の解決に繋げることを目的としたもの。

- ①健診費用：大学の研究費による。(市の支出なし)
- ②健診内容：通常の特健診の検査項目に加え、心エコー、歯科・咀嚼力、認知症等の検査、希望者には特定の医療機関にてCT、MRI等の検査を実施する。
- ③健診結果：受診者に対し通知するとともに当該研究者や医師等による結果説明会を行い、受診者自身の健康管理に役立てる。
- ④実施：令和3年度から2年ごとに県内で実施している。(R3～4：賀茂地区、R5～6：袋井市)  
※令和7年度及び8年度は、中部地区初として島田市で実施。
- ⑤対象者：国民健康保険と後期高齢者医療の加入者のうち、35～84歳

2 令和7年度の実績

(1) 申込者数

1,535人(内、受診者数：1,014人)

(2) 実施状況(詳細)

区分	夏日程	冬日程	計
① 開催月/日数	R7.8月/計8日間	R8.1～2月/計8日間	計16日間
② 定員(予約枠)	630人	659人	1,289人
③ 会場	ローズアリーナ	ローズアリーナ(2日間) 夢づくり会館(3日間) 保健福祉センター(2日間)	延4か所
④ 受診者数：国保加入者 後期高齢者 社保加入者	285人 246人 2人 計:533人	262人 215人 4人 計481人	547人 461人 6人 計1,014人
	内、CT・MRIの受診者 ※重複者あり	CT:258人 MRI:271人	CT:250人 MRI:266人
⑤ ボランティア	27人 (高校生、看護学校学生)	25人 (保健委員、食推協会員)	52人
⑥ 事前説明会：回数 参加者	計3回(6～7月) 258人	計3回(11～12月) 144人	計6回 402人
	※ミニ健康講座を同時に開催		
⑦ 結果説明会：回数 参加者	計4回(11月) 246人	計4回(R8.6月予定)	計4回 246人
	※健診結果の見方と医師等による講話		

### 3 令和8年度の実施計画

#### (1) 申込みについて

- ① 令和7年度の定員に達した後に申込みや問い合わせがあった方について、優先的に申込み案内を送付
- ② ①以外の対象者に、同様の案内を送付 ※インターネット受付可

#### (2) 実施内容

	区分	夏日程	冬日程	計
①	開催月/日数	R8.8~9月/12日間	R8.12月/3日間	15日間
②	会場	チャリム21(2日間) ローズアリーナ(10日間)	ローズアリーナ	延3か所
③	定員(予約枠)	1,055人	225人	1,280人
④	ボランティア	看護学校学生、保健委員、食推協会員等へ依頼予定		

### 4 課題と取組

#### (1) 受診者の確保について

- ① 実施2年目は申込数が鈍ることが想定される。
- ② 令和7年度は、受診日直前のキャンセルにより事前予約に対し実際の受診者数が減となった。

#### (2) 受診結果の今後の活用について

- ① 「しまけん!健診」で得られた結果については、市民の健康に還元できるよう、大学と連携し効果的な活用方法を検討する。
- ② 令和7年度実施の受診結果の分析から島田市の特徴を活かした事業実施を検討する。

<島田市の特徴>

- ・痩せている人が多い
- ・糖尿病予備群に該当する方が多い

## 薬学生修学資金に係る貸与の取扱いの改定について

### 1 目的

薬学を専攻する者で将来島田市立総合医療センターにおいて薬剤師として勤務しようとする者に対して、在籍年次に関わらず修学資金を貸与することで、薬剤師の安定的な確保を図り、ひいては、地域医療の充実に資するため。

### 2 改定する条例及び規程

- ・ 島田市薬学生修学資金貸与条例
- ・ 島田市薬学生修学資金貸与条例施行規程

### 3 改定の概要

- (1) 貸与できる年次を見直す。
- (2) 返済の免除に必要な勤務年数を見直す。
- (3) 返済の免除に必要な勤務年数に満たない時点で退職することとなった場合、返還の債務の額を勤務月数に応じて一部免除する。

### 4 改定点

改定前		改定後														
(1) 貸与額 月 10 万円	▶	月 10 万円（改定なし）														
(2) 貸与できる年次 第 5 年次及び第 6 年次	▶	第 1 年次から第 6 年次まで														
(3) 免除に必要な勤務期間																
<table border="1"><thead><tr><th>貸与期間</th><th>免除に必要な勤務期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>最大 24 月</td><td>60 月</td></tr></tbody></table>	貸与期間	免除に必要な勤務期間	最大 24 月	60 月	▶	<table border="1"><thead><tr><th>貸与期間</th><th>免除に必要な勤務期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>36 月まで</td><td>60 月</td></tr><tr><td>48 月</td><td>72 月</td></tr><tr><td>60 月</td><td>84 月</td></tr><tr><td>61 月以上</td><td>96 月</td></tr></tbody></table>	貸与期間	免除に必要な勤務期間	36 月まで	60 月	48 月	72 月	60 月	84 月	61 月以上	96 月
貸与期間	免除に必要な勤務期間															
最大 24 月	60 月															
貸与期間	免除に必要な勤務期間															
36 月まで	60 月															
48 月	72 月															
60 月	84 月															
61 月以上	96 月															
(4) 免除に必要な勤務年数に満たない時点で退職することとなった場合の免除額 設定なし（全額返済）	▶	新たに設定 $\text{貸与の総額} \times \frac{\text{勤務した月数}}{\text{免除に必要な勤務月数}}$														